# 令和８年度印西市いじめ問題対策連絡協議会　議事録

日時：令和８年７月２９日（水）
午後２時～午後３時５０分
場所：印西市文化ホール多目的室

| | | |
|---|---|---|
| 《出　席　委　員》 | 教育長 | 渡邉　義規 |
| | 秀明大学学校教師学部教授 | 花屋　哲郎 |
| | 印西警察署生活安全課長 | 植草　義周 |
| | 佐倉人権擁護委員協議会第三部会会長 | 中嶋　加奈江 |
| | 印旛児童相談所所員 | 高橋　佐和子 |
| | 千葉県警察北総地区少年センター職員 | 大辻　恵 |
| | ＰＴＡ連絡協議会（木刈中学校） | フイルハート侑紀 |
| | スクールソーシャルワーカー | 鯉渕　百合子 |
| | 訪問相談担当教員 | 寺尾　哉 |
| | 印西市立高花小学校長 | 小山　美樹 |
| | 印西市立小林中学校長 | 横尾　浩由 |
| | 印西市立本埜中学校養護教諭 | 佐久間　愛 |
| | 印西市子ども家庭課長 | 小塚　典子 |
| | スクールアドバイザー | 野田　幸一 |
| | スクールアドバイザー | 坂木　武伸 |
| 《出席事務局職員》 | 印西市教育委員会指導課長 | 岡田　光靖 |
| | 印西市教育委員会指導課副参事 | 石澤　博 |
| | 印西市教育委員会教育センター所長 | 板垣　博之 |
| | 印西市教育委員会指導課指導主事 | 川端　健太 |
| | | 藤岡　正弘 |
| | | 中島　友弘 |
| | | 福田　浩 |
| | | 山﨑　智貴 |

《　傍　聴　者　》　なし

《　次　第　》

１　開　会

２　教育長あいさつ

３　委員・出席者紹介

４　印西市いじめ問題対策連絡協議会について

５　議　題
（１）本市におけるいじめ問題への取組について
（２）本市におけるいじめ問題の状況について
（３）各機関・団体より

６　諸連絡

７　閉　会

【議事要旨】

（資料確認）

進　行：　皆様こんにちは。本日はご多忙の中、令和８年度印西市いじめ問題対策連絡協議会にご参加いただきましてありがとうございます。本日の司会進行を務めます、印西市教育委員会教育センター板垣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて進めさせていただきます。

＜配付資料を読み上げて確認＞

過不足はございませんでしょうか。

（委嘱状交付）

進　行：　続きまして、委嘱状の交付を行います。今年度委嘱する皆様には、直接、席にお伺いいたしまして、交付をいたします。お名前を申し上げますので、自席にてご起立をお願いします。なお、委嘱状の内容につきましては皆様同じとなりますので、お二人目からは、お名前のみとさせていただきます。

よろしくお願いします。

（傍聴席と録音機材の設置）

進　行：　本会議におきましては、「印西市市民参加条例施行規則第１２条及び第１３条」の規定に基づき会議公開に伴う傍聴席の設置と会議録作成のための録音機材を設置して録音させていただきますことをご了承ください。

なお、ご発言の際はお近くのマイクを使ってお話ください。スイッチはマイクの底面にございまして、押していただくとＯＮ、ＯＦＦが切り替わります。

（傍聴者入場）

進　行：　では、傍聴者の入室を許可します。

（傍聴者　なし）

１　開会

進　行：　それではただ今より、令和８年度印西市いじめ問題対策連絡協議会を始めます。

２　教育長あいさつ

（教育長あいさつ）

進　行：　教育長あいさつ、印西市教育委員会教育長　渡邉義規よりご挨拶を申し上げます。

教育長：　本日は大変ご多忙な中、印西市いじめ問題対策連絡協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、今から１５年前の話になりますが、２０１１年１０月１１日、滋賀県大津市で、当時中学２年生だった男子生徒がいじめを苦に命を落とすという、大変痛ましい事件が発生いたしました。これが大きな社会問題となり、子どもたちの間で起きているいじめの問題に対し、社会全体で向き合い、適切に対処していくための基本的な理念や体制を定めた「いじめ防止対策推進法」が２０１３年６月に制定され、同年９月に施行されました。その中で、自治体が置くことができるとされている３つの組織が示されております。

１つ目は、「いじめ問題対策連絡協議会」です。いじめについての情報交換を行い、未然防止・早期解決を図る組織でございます。これが本連絡協議会です。

２つ目は、「教育委員会の附属機関」です。いじめの防止等の対策や重大事態が起きた時に、それを調査・審議する組織です。

３つ目は、「地方公共団体の附属機関」です。教育委員会や学校からの調査報告を受けた市長が、更なる調査が必要だと認めた場合に調査を行う組織です。

以上、３つの組織を本市では令和５年度より設置しております。詳しくは後ほど、担当者より説明いたします。

いじめ防止対策推進法が公布されてから今年で１３年が経ちましたが、現在、印西市内で発生するいじめの態様は様々であり、いじめが発生する場所も学校内だけではなく、ＳＮＳ上や地域などでも発生するように変化してきております。そのため、学校だけでの解決が困難である事案も増えており、いじめに関連する情報を保護者、地域、関係機関等の間で共有し、適切に連携して対応しなければ解決できない問題も多くなっています。

本日は、関係機関の方々から多くのご意見をいただき、今後のいじめ問題対策やいじめ防止対策に努めていきたいと考えています。

結びになりますが、本会は原則、年１回の開催となりますが、本会議終了後も皆様との連携を深め、児童生徒のいじめ未然防止、早期発見、そして早期対応につなげていきたいと考えています。どうぞ、よろしくお願いします。

簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

３　委員・出席者紹介

（委員自己紹介）

進　行：　続きまして、委員の皆様の紹介でございます。資料２頁の名簿の順に、ご所属とお名前を、自己紹介でお願いいたします。

＜・秀明大学学校教師学部教授・印西警察署生活安全課長
・佐倉人権擁護委員協議会第三部会会長・印旛児童相談所所員
・千葉県警察北総地区少年センター職員・PTA 連絡協議会・
・スクールソーシャルワーカー・訪問相談担当教員
・印西市立高花小学校長・印西市立小林中学校長
・印西市立本埜中学校養護教諭・印西市子ども家庭課長・スクールアドバイザー＞

（職員紹介）

進　行：　続きまして、事務局担当職員を紹介させていただきます。

＜・指導課長・指導課副参事・教育センター所長・指導主事＞

４　印西市いじめ問題対策連絡協議会について

（印西市いじめ問題対策連絡協議会の説明）

進　行：　議事に入る前に印西市いじめ問題対策連絡協議会について、事務局より説明がございます。

事務局：　私から、印西市いじめ問題対策連絡協議会についてご説明いたします。

資料３頁をご覧ください。令和５年３月の市議会におきまして、「印西市いじめ問題対策連絡協議会等条例」が制定されました。先程、教育長から話がありましたが、この条例を受け、国のいじめ防止対策推進法に規定されている組織として、いじめの防止等に関する３つの組織が設置されました。

１つ目の組織が本日開催しています「印西市いじめ問題対策連絡協議会」です。３頁の（１）にあたります。推進法では第１４条の第１項に規定され、教育委員会の附属機関となります。本協議会は、いじめの防止等に関係する機関・団体の連携の推進に関する必要な事項を協議し、各機関及び団体相互の連絡調整を行うものです。いじめの問題は、様々な原因や背景が複雑に絡まり、学校だけで対応するのは困難であるという認識から、行政、地域、各団体でのネットワークを構築し、連携を図っていくことが大切であると考えております。

年１回開催する本協議会では、本市のいじめ防止等に関して説明するだけでなく、それぞれの立場からのお考えや取組状況等についてお話しいただく機会を設定しております。本日、皆様といじめを防止するための対策やいじめを解決するための対策に関して情報を共有し、これからの本市におけるいじめの防止等の対応に生かしていきたいと考えております。

２つ目の組織は、「印西市いじめ防止対策委員会」です。３頁の（２）にあたります。この委員会は、学識経験者等により構成された５人以内の委員で構成される組織で、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策、その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議するとともに、いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものです。推進法の第１４条の３項に規定されている、教育委員会の附属機関となります。今年度は、先月２４日に開催し、いじめ防止対策に関して協議いたしました。

３つ目の組織は、「いじめ問題再調査委員会」です。３頁の（３）にあたります。推進法では第３０条第２項に規定され、先程ご説明した２つの組織の事務局は教育委員会指導課であるのに対し、こちらの所管部署は市長部局の企画政策課であり、教育委員会から切り離された組織となります。この委員会は、市長が必要と認める場合、いじめの重大事態に係る教育委員会による調査結果について再調査を行います。学校の設置者又は学校による調査が不十分である可能性がある場合に実施が検討されます。

ここまで、ご説明いたしました３つの組織を条例により設置し、いじめの問題に適切かつ迅速に対応できる体制を整理いたしました。説明は以上です。

どうぞ、よろしくお願いします。

５　議題

進　行：　続きまして、議題に進ませていただきますが、印西市いじめ問題対策連絡協議会等条例第６条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、ここからの進行は渡邉会長にお願いいたします。

（定足数）

議　長：　まず、定足数についてです。本日の会議につきましては、私を含めた委員１５名全員が出席しており、印西市いじめ問題対策連絡協議会等条例第６条第２項の定足数を充足しており、本会議が成立することを報告します。

（議事録署名人指名）

議　長：　続いて本日の議事録署名人については、委員と委員にお願いいたします。

（議題について）

議　長：　それでは、議題に入りますが、議題１と議題２は関連がございますので一括して事務局から説明をいただき、その後に質疑を行うことといたします。

では、議題１「本市におけるいじめ問題への取組について」と、議題２「本市におけるいじめ問題の状況について」事務局より説明をお願いします。

（議題１）

事務局：　私から、印西市における「いじめ問題への取組」と「いじめ問題の状況」についてご説明いたします。ここからは、別刷りの議題資料を御覧ください。

まずは、「いじめ問題への取組」についてです。資料１をご覧ください。

本市では、１の「基本方針の策定」、２の「いじめ対応組織の設置」、３の「相談窓口の設置」４の「各学校における取組」５の「その他」の５点にお示ししております事業をとおして、いじめ問題の対策に取り組んでおります。

まずは、１点目の「基本方針の策定」についてです。

本市におけるいじめ問題への取組の基本方針としまして、「印西市いじめ防止基本方針」を策定しております。本日、配布した資料にもございますので、ご覧ください。

この方針は、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進し、「いじめのない学校・地域・市をつくる」ことを目的とし、平成２７年３月に制定されたものです。本市では、この方針に基づいていじめ防止や対策に取り組んでおり、各小中学校

におきましても、この方針を踏まえた「学校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組んでいるところでございます。
次に、２点目の「いじめ対応組織の設置」についてです。３つの対応組織につきましては、先程、課長より説明した内容になります。
次に、３点目の「相談窓口の設置」についてです。
教育相談事業を主管しております教育センターを中心として、悩みを抱えた児童生徒、保護者、学級担任等への、電話相談や来所面談、訪問面談の相談窓口を設けております。令和７年度の教育センターへの相談件数は５３２件でした。また、令和４年１０月からは、全児童生徒に貸与しているタブレット端末から相談できる仕組みを整え、繰り返し周知しております。
次に、４点目の「各学校における取組」についてです。資料２をご覧ください。
各学校において「学校いじめ対策組織」を設置し、いじめの未然防止や問題解決に向けて協議しております。また、いじめアンケートと教育相談を連動させて実施し、早期発見と早期対応ができるように努めております。さらに、人権教育や道徳教育、情報モラル教育を実施し、傍観者や聴衆の存在に関しても触れ、いじめを許容しない雰囲気の醸成に力を注いでいます。
最後に、５点目の「その他の取組」についてです。資料３をご覧ください。
市教育委員会内で「いじめ防止対策会議」を毎月開催し、実際に小中学校で発生したいじめ事案について情報交換を行い、いじめ防止対策等を協議して学校へ指導・助言を行っております。
また、各校からの要望に合わせて、問題行動・不登校・特別支援を担当する指導主事やスクールアドバイザーが各学校へ訪問し、児童生徒への対応についての情報交換や対応への指導助言をする「巡回相談」を年間２回実施しております。
特に、ここ数年、継続的に強化している取組は「ＳＯＳの出し方教育」です。児童生徒が「かけがえのない個人」として自己肯定感を高め、困難やストレスに直面した時に、信頼できる大人（親・教職員・地域の相談窓口）に助けの声をあげられるようにすることを目指すものです。さらに、この取組の効果を高めるため、教職員に対して「ＳＯＳの適切なキャッチ」に関する研修や指導を強化し、悩みを抱える児童生徒の早期発見・早期対応に努めております。
また、２学期はいじめが多く発生する傾向があるため、毎年９月を「印西市いじめ防止啓発強化月間」に設定しております。各学校の課題に応じた全児童生徒へのいじめ防止の取組を道徳や特別活動、学活等の時間において積極的に実施し、未然防止に努めています。
他にも、近年増えているＳＮＳやインターネットに関する生徒指導上の問題への対応として、児童生徒や保護者、教職員を対象に、情報を適切に見極めたり発信したりするための「SNS ネットリテラシー出前授業」の実施等の事業を、学校からの要請に応じて行っております。また、いじめ防止ポスターやリーフレット、悩みの相談先案内ポスターやカードを配付し、継続して指導を行っております。
続いて、資料４をご覧ください。
最後になりますが、印西市いじめ防止基本方針の「３　基本理念」に則り、いじめ防止対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校内外に問わずいじめが行われなくなるように講じられる必要があります。いじめが発生した場合には、早期発見と組織対応が重要ですが、一番重要なのは、いじめを許容しない雰囲気の醸成です。引き続き、本市としましてはいじめ防止への適切な対策が講じられるよう取り組んでまいりたいと思います。
本市におけるいじめ問題への取組については以上です。

引き続き、印西市における「いじめ問題の状況」についてご説明いたします。
最初に、いじめの定義について説明いたします。資料５をご覧ください。
いじめ防止対策推進法第２条では、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等

が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうとあります。

続いて、印西市におけるいじめの認知件数について説明いたします。資料６・７をご覧ください。

いじめに関する国の全数調査がございます。この調査における「いじめの認知件数」とは、年度内において、いじめの定義に該当するいじめを受けたことが認知された被害児童生徒ごとに１件として数えたものです。同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめの被害を受けても１件として扱うものでございます。

過去６年間の印西市における認知件数をみると、1、000 件前後を推移してきております。

令和７年度の認知件数は９５２件であり、昨年度と比較して３６件増加しましたが、児童数の増加の影響を踏まえると、概ね横ばいで推移していると考えられます。

中学校別に見ると、小学校１８校中９校、中学校９校中４校で認知件数が減少しております。

続いて、過去３年間のいじめの態様の推移についてです。資料８をご覧ください。

件数としては、小中学校ともに「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多くなっています。過去３年間の件数を比較すると、小学校では多くの態様で減少が見られ、中学校では令和５年度と同程度の結果となりました。

その上で、小・中学校ともに増加傾向にあるのが、「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌がらせを受ける」事案です。具体的には、LINE や Instagram 等の SNS を通じた誹謗中傷や、性的な動画・画像の拡散等の事案が見られます。詳細としては、ある小学生のプライベートゾーンを撮影し、グループ LINE で拡散するという事案が確認されました。友人同士で遊び半分、ふざけ半分の中で発生したものです。このことから、情報モラル教育の一層の充実が求められる事案であったと考えております。

続いて、資料９をご覧ください。

いじめの発見に関する調査では、学級担任による発見の割合は昨年度と同様でした。

市内全小・中学校では、「SOS の出し方教育」と教職員研修を継続するとともに、日常的な観察や情報共有など、未然防止と早期発見に取り組んでいます。

また、小学校では、本人や友人、保護者による発見の割合が増加し、中学校では本人からの訴えによる発見の割合が大きく増加しました。

このことから、児童生徒が自分に合った方法で SOS を発信できる環境が整いつつあると考えられます。

続いて、資料１０をご覧ください。

印西市では、全国的に夏休み明けの９月から不登校等になる児童生徒が増加することを受け、６月末日時点でのいじめ認知件数について調査を実施し、７月中に対応するよう取り組んでおります。

資料１１をご覧ください。

今年度、６月３０日時点でのいじめを認知件数は、６１９件でした。小中別に見ると小学校では昨年に比べ、増加しておりますが、中学校では減少傾向があることが分かります。

資料１２・１３をご覧ください。

小学校では、いじめの認知件数が前年度より増加しており、「冷やかしやからかい、悪口等」が最も多く認知されています。特に、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」が増加しているほか、性的な動画・画像の拡散等に係る事案も認知されており、継続的な指導が必要です。中学校では、認知件数は前年度より減少しているものの、「冷やかしやからかい、悪口等」や「嫌なことや危険なことをされたり、させられたりする」が引き続き多く見られます。また、小・中学校ともにパソコンやスマートフォン等を利用した誹謗中傷事案が増加傾向にあることから、情報

モラル教育の一層の充実が求められます。市教育委員会としては、各学校において積極的ないじめの認知と早期対応が行われている結果であると捉えています。

最後に、主ないじめ対応の課題についてです。

資料１４をご覧ください。

小・中学校ともに、「保護者への対応」「勤務時間内での対応」「複数職員による組織的な対応」に課題を感じています。

特に、保護者対応については、学校への要望や相談が年々複雑化・多様化しており、対応に苦慮するケースも少なくありません。中には、「いじめの加害児童生徒を転校させてほしい」といった、加害児童生徒の排除を求める声が寄せられることもあります。

このような状況の中、学校では特定の教職員が抱え込むのではなく、組織的に対応する体制の充実が重要であると考えています。

資料１５をご覧ください。

印西市内の教職員の勤務年数をまとめると、４割程度の教職員が１０年以下であることが分かりました。このことを踏まえ、保護者対応だけでなく、学級経営力や生徒指導力など、教職員一人一人の指導力を向上させることが重要であると捉えています。

資料１６をご覧ください。

組織対応の現状について生徒指導部研修会で確認したところ、タイプＢの状況が１７校であることが分かりました。職員数に余裕がなく、教務主任や学年主任が担任を兼務する状況等、学年対応が難しい学校もあるようです。小規模校では、単学級のため学年職員が１人である状況もあります。様々な理由から複数対応や組織対応が難しい状況があり、問題が発生した際は担任から教頭に情報が入り、教頭が早い段階で窓口対応する状況も少なくないのが現状です。

市教育委員会としましては、個々の教職員の指導力を向上させるために、管理職が問題解決への対応をする前に、まずは学年職員で対応し、生徒指導主事や教務主任等、学年外の職員が対応する。その上で、問題が解決しない時には管理職が対応する等、学校規模などに合わせた「厚みのある組織体制の構築」を目指しております。そして、「生徒指導主事」役割を明確にし、教職員への指導と助言等、指導力向上を目指す「教師指導」の取組を強化している状況です。

本市におけるいじめ問題の状況については、以上でございます。

（質疑）

議　長：　ただ今、説明のあった事項について質疑はございますか。

委　員：　取り組み、現状についてご報告ありがとうございました。結構いろんな角度からデータが挙げられていて興味深かったです。印西市いじめ防止対策会議ですが、毎月１回行っている。これ最初の説明ですと、年１回プラス事案発生時に実施という説明だったかと思うのですけれども、どのようなタイミングで開催されているのか、もう少しちょっと詳しく教えてください。

議　長：　事務局よろしいですか。

事務局：　説明が不足しており申し訳ございませんでした。資料はスライド資料の２ページ目にございます。

印西市いじめ防止対策委員会は、外部の有識者の方に入っていただく５名の委員の人に入っていただく会議でございます。こちらは定例で年１回、また重大事態の発生時には、随時開催をしている委員会でございます。

また、名前が似ているのですが、印西市いじめ防止対策会議というものございます。そちらについては市の教育センターで毎月１回実施しておりまして、事務局・スクールアドバイザーでいじめの事案について情報共有をしながら、具体的なアプローチを検討させていただいております。

委　員：　多くの場合、教育委員会でそのような情報の収集と調整が行われていますが、印西市だと、こちらが随分と機能している感じを受けました。毎月のように情報がこ

こに集約されて、それに対してどう方向づけていくかっていうことを考えていくという、とてもいい会議じゃないかと思います。
それからですね、８ページの資料の主な小中学校におけるいじめ対応の課題という集計表がございます。こちら小中とそれぞれ回答数が表記されていますが、これの回答者は教職員でよろしいでしょうか。

事務局：　学校に調査を依頼しており、回答者は学校毎に異なり、管理職または教諭層がしており、いずれにしても学校職員が回答しております。

委　員：　９ページ、最後の資料１６についてです。
　組織対応の現状について分析されており、とても良い取組だと思います。説明の中で、１７校がＢタイプであったとのことでした。その要因として、小規模校では教職員数の関係から、組織として対応することが難しい状況があるというお話がありました。もう少し踏み込んでお伺いしたいのですが、この１７校のうち、教職員の配置上、兼任せざるを得ないような小規模校はどの程度含まれているのでしょうか。また、それだけではなく、学年ごとに複数学級を有するような中規模校や大規模校も、この１７校の中に含まれているのでしょうか。その点について教えてください。

議　長：　事務局よろしいですか。

事務局：　本市ですと、小規模校が数校ございます。これらの学校については、やはり教職員数に限りがあるため、例えば何らかの事案が発生した場合に、複数の教職員による聞き取りを行うことが難しい状況もございます。また、小規模校に限らず、大規模校においても、複数対応には難しさがあります。どの学校でも、教員が休暇等で不在となる場合がありますし、中学校では教科ごとの授業もあるため、生徒指導担当者が聞き取りを行う際の時間調整が難しい実態もございます。小学校の場合は、タイプＢに該当することが多くなりますが、何らかの事案が発生した際には、まず職員室にいる教頭又は校長へ報告し、速やかに情報共有を行う対応としております。そのため、１７校においてタイプＢの件数が多くなっております。なお、その内訳につきましては、この場では詳細な回答を差し控えさせていただきます。申し訳ございません。

議　長：　タイプＢの方に中規模校が入っている可能性もあるっていうとこですかね。

事務局：　左様でございます。

議　長：　主にでも小学校に多い、いうことですね。他に質疑はございますか。

委　員：　印西市は系統的かつ継続的に取組を進められているとのことで、大変素晴らしいと感じました。これからお話しする内容は、本資料に直接関する質疑からは少し外れるかもしれませんので、お答えいただける範囲で構いません。
私は、まず「いじめは絶対に許さない」という前提をしっかり示すことが重要であり、特に学校としての姿勢や体制づくりにおいて、その点を明確にする必要があると考えています。一方で、「相手を大切にしよう」「互いを認め合おう」といった内容については、人権教育や道徳教育の中で推進していくことができるのではないかと思います。隣の委員は郡の研究部長も務めておられ、印西市においても道徳教育に関して様々なお力添えをいただいていると認識しております。
そこで１点目の質問ですが、人権教育や道徳教育について、今後どのような方向性で進めていくお考えでしょうか。
　２点目ですが、もちろん、いじめる側の行為が決して許されないことは大前提です。しかしながら、困難な状況に対応する力やストレスへの対処力といった、いわゆるレジリエンスを育む教育については、何かお考えがあるのでしょうか。
　以上、２点お伺いいたします。

議　長：　事務局お願いします。

事務局：　人権教育や道徳教育につきましては、いじめを許さない風土を醸成していく上で、非常に重要な要素であると考えております。
　本市では、本会にもご出席いただいております中嶋委員を中心として、市内の小・中学校の多くで人権教室を実施しております。その中で、いじめゼロ宣言をは

じめ、発達段階に応じた人権意識の向上に取り組んでいるところです。また、道徳教育につきましても同様に重要であると認識しておりますが、申し訳ありませんが、現在手元に十分な資料がなく、詳細についてはお答えできかねます。

次に、レジリエンス教育についてですが、困難やストレスをはね返す力を育むことは非常に重要であると認識しております。現在、子どもたちの間では、悪口に大小はないものの、日常の中で何気なく発せられた言葉がきっかけとなり、いじめや不登校につながる事案も見られます。そのため、いじめの加害側への指導を行うことはもちろん重要ですが、それと併せて、ストレスや悩みを適切に解消する方法を身に付けたり、困難な状況に対応できる力を育んだりすることも必要であると考えております。具体的な取組については、現時点で十分な説明ができず恐縮ですが、そのような認識を持っているところです。

委　員：　ありがとうございます。なかなか難しい質問だったかと思います。

ただ、レジリエンスを育むことは、いじめ問題に限らず、より広い視点で必要なことだと考えております。人生の様々な場面で困難やストレスに直面することを踏まえると、子どもたちがそうした状況に対応できる力を身に付けていくことは非常に重要だと思います。ぜひ、これだけ大きな目標を掲げて取り組まれている印西市だからこそ、レジリエンスという視点も取り入れながら施策を進めていただければと思います。それが、いじめ問題への対応だけでなく、子どもたちの生きる力の育成や将来にわたる成長にもつながるのではないかと考え、そのような趣旨で発言させていただきました。ありがとうございました。

議　長：　ありがとうございました。他に質疑はございますか。

委　員：　私も、いただいた説明に対する質疑というよりは、先ほど委員からご質問のあったレジリエンスについてお話しさせていただきます。

現在、教育委員会と健康増進課が連携し、子ども家庭課において「思春期保健対策事業」を毎年実施しております。令和７年度は、市内の小・中学校全校を対象に実施いたしました。

この事業は、青少年による凶悪犯罪の増加や性感染症の増加、性に関する情報の氾濫など、思春期の子どもたちを取り巻く社会環境が変化していることを踏まえ、子どもたちが自分自身の心と体を大切にしながら健やかに成長できるよう、学校と連携して知識の普及啓発を図ることを目的としております。また、子どもたちが命の大切さについて学ぶ機会を増やすことで、いじめや虐待、自殺、望まない妊娠等の防止につなげることも目的としております。事業では、助産師等が学校を訪問し、養護教諭等と連携しながら授業等を実施しております。実施後のアンケート結果を拝見する機会がありますが、子どもたちからは、「自分は自分のままでよいということが分かりました」「自分らしくいてよいのだと思いました」「命の大切さが分かりました」「産んでくれたお母さんはすごいと思いました」「ここまで育ててくれてありがとうという気持ちになりました」といった感想が寄せられており、子どもたちが真剣に受け止めていることが伺えます。こうした取組は、先ほどお話にあったレジリエンスの育成にもつながる取組の一つではないかと考えております。そのため、今後も引き続き、このような取組を継続していきたいと考えております。

議　長：　貴重なご意見ありがとうございます。ではその他質疑はございますか。

委　員：　先ほどお話がありましたが、人権擁護委員としても、人権教育の一環として、学校からの要望に応じながら、できるだけ学校や子どもたちの役に立てる内容となるよう工夫して人権教室を実施しております。本日いただいた資料の中に、「SOS の出し方教育の実施」という記載がありましたが、これは具体的にはどのような形で子どもたちに伝えているのでしょうか。その内容を知り、人権教室の場面でも取り入れることが可能であれば、連携しながら進めていければと考えております。
つきましては、「SOS の出し方教育」の具体的な実施内容について教えていただきたいと思います。

議　長：　事務局よろしいですか。

事務局：　SOS の出し方教育につきましては、千葉県子どもと親のサポートセンターから啓発動画等の提供を受けて実施しております。
動画や教材については、低学年用、中学年用、中学生用といったように発達段階に応じた内容となっており、SOS の出し方はもちろん、自分自身を大切にすることや、自殺予防に関する内容も含まれております。学校では、電子黒板やモニター、iPad 等を活用しながら、子どもたちに資料や動画を提示し、「困ったときには SOS を出してよい」「一人で抱え込まなくてよい」ということを伝える取組を行っております。また、この取組については年度の早い段階で児童生徒に周知することで、何らかの悩みや事案が生じた際に、子どもが適切に相談できるようにするとともに、学校としても早期に把握し、迅速な対応につなげられるようにしております。

議　長：　ありがとうございました。その他質疑はございますか。

委　員：　たくさん質問してすみません。先にお伺いしたのは資料２ですね。
まず１点お伺いいたします。資料２の「いじめ問題への取組」の中で、各学校における取組として「いじめアンケートを年４回以上実施」と記載されています。このアンケートについてですが、現在はオンラインやタブレット端末を活用し、児童生徒が入力する形式で実施しているのでしょうか。それとも、紙のアンケート用紙を配布・回収し、集計する方法で実施しているのでしょうか。まず、この点について教えていただきたいと思います。

議　長：　事務局お願いします。

事務局：　学校規模に応じて実施方法は異なっております。特に大規模校については、紙による回収・集計が難しい場合もあるため、フォームを活用して回答を回収している学校もございます。そのため、「全て紙で実施している」「全てデジタルで実施している」と一律に申し上げることはできず、各学校の実情に応じて実施している状況でございます。

事務局：　補足いたします。
このアンケートにつきましては、回答内容の中で気になる記載があった児童生徒について、全て面談を実施し、状況の確認や対応を行っております。そのため、学校規模が大きい場合に紙媒体で実施すると、集計や確認作業に多くの時間と手間を要し、その後の対応が遅れることも考えられます。こうしたことから、学校規模に応じて、デジタルによる回答方法を取り入れたり、紙媒体を活用したりするなど、実施方法を工夫しております。特に大規模校では、速やかな集計や情報把握が求められるため、デジタル化を進めているケースもございます。学校規模によって実施方法に違いがあるのは、アンケート結果を迅速に把握し、その後の面談や支援など、速やかな対応につなげることを目的としているためでございます。以上でございます。

議　長：　他の委員はよろしいですか。

委　員：　補足させていただきます。
本校では、低学年、特に１年生については紙媒体でアンケートを実施し、３年生以上についてはオンラインで実施しております。また、先ほど課長からも説明がありましたとおり、アンケートの内容に気になる記載があった場合には、必ず面談を実施して対応しております。さらに、学校として教育相談の機会を設けておりますが、その時期がアンケート実施時期と重なることもあります。その際には、本校では全て紙媒体で児童に記入してもらい、その内容を基に担任が一人一人と面談を行う形を取っております。アンケート結果だけで判断するのではなく、直接話を聞く機会を設けることで、児童の状況を丁寧に把握するよう努めております。
少し質問の趣旨から外れるかもしれませんが、本校の取組として紹介させていただきました。

議　長：　はい。委員お願いします。

委　員：　私がお伺いしたかったのは、アンケートが無記名なのか、それとも記名式なのかという点も含めてです。
個人的には、１年生を除き、小学校でもオンラインで実施した方がよいのではな

いかと考えています。やはり記名式の場合、自分の名前を書くことへの心理的な抵抗感から、本当は伝えたいことがあっても書けない児童がいるのではないかと考えられます。一方で、無記名にすると、その後の事実確認や支援につなげることが難しくなるため、両者のバランスを取ることは非常に難しい課題だと思います。例えば、記名式のアンケートと無記名のアンケートを年の中で組み合わせて実施するなど、様々なやり方を検討してみるのもよいのではないかと感じました。
以上、意見も含めてお話しさせていただきました。

委　員：　次の話題に移ってもよろしいでしょうか。
私は、この資料から印西市のいじめの実態や特徴についていろいろと考えておりました。その中で、いくつか気になった点について、先生方や委員の皆様のお考えをお聞かせいただければと思います。
まず、資料９についてです。発見のきっかけを見ると、小学校では令和６年度、令和７年度ともに、「担任が発見した」という割合が１６％から２０％程度となっています。全国平均と比較すると５から１０ポイントほど高いように見受けられます。また、「本人からの訴え」や「本人の保護者からの訴え」の割合も比較的高いように感じます。こうした結果を見ると、児童や保護者が学校や担任を信頼しているからこそ相談につながっているのではないかとも考えられます。言い換えれば、学校や教職員と保護者との関係が、全国平均と比較して良好であることの表れとも捉えられるのではないでしょうか。その点について、学校として意識的に取り組まれていることや、何か背景として考えられることがあれば教えていただきたいと思います。
次に、資料８についてです。小学校・中学校それぞれのいじめの態様を見ると、「冷やかしやからかい」が多い点は全国的な傾向と同様です。一方で、小学校においては、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」という項目の割合が、全国平均よりもやや高いように見受けられます。その他の項目については、おおむね全国と同様の傾向に見えますが、この項目については、いじめの態様として比較的悪質性や悪意が感じられる内容でもあるため、なぜその割合が高いのか気になりました。
これらの点について、印西市の特徴として何か分析されていることがあれば教えていただきたいと思います。また、学校と保護者との関係性について、比較的良好であるという認識があるのか、あるいはそのために工夫している取組があるのかについても伺いたいと思います。
さらに、児童生徒の様子や地域性など、市全体あるいは地区の傾向として、先生方が日頃感じておられることがあれば、今後のいじめ防止対策を考える上でも参考になると思いますので、お聞かせいただければ幸いです。
難しい質問かもしれませんが、よろしくお願いいたします。

議　長：　ありがとうございます。
まず、資料９に関してですが、発見のきっかけを見ると、学校や教職員と児童・保護者との関係が比較的良好であることをうかがわせるような数値が見て取れるのではないか、というご意見がありました。
また、資料８に関しては、小学校において「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」という項目の割合が全国平均よりもやや高く、その点についてどのように捉えているのかというご質問でした。
この２点について、何かコメント等はありますでしょうか。
また、委員の皆様からも、「こういったことが背景として考えられるのではないか」といったご意見があれば、ご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。では、事務局お願いします。

事務局：　まず、資料９に関してですが、私自身、この資料をまとめる際に全国平均との差という視点をもっておりませんでしたので、今のご意見を伺い、率直に驚いたところです。
印西市は、ニュータウン地区に多くの人口が居住しているという特徴があります

が、全体として教育に対する関心が高い保護者が多いように感じております。その背景には様々な要因があると思いますが、日頃からお子様の様子をよく見ており、些細なことでも学校へ連絡や相談をしてくださる保護者が多いという傾向はあるのではないかと感じております。

また、本人からの訴えが比較的多い点については、市として取り組んでいる「SOSの出し方教育」の一定の成果が表れている可能性もあると考えております。困ったときに周囲へ助けを求めてよいという意識が、少しずつ子どもたちに浸透してきているのではないかと感じております。

次に、資料８についてですが、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」という項目については、近年、いじめの態様として少しずつ増えている印象を持っております。

また、この調査を実施する際には、学校へ調査を依頼しておりますが、調査項目のどれにも当てはめることが難しい特徴的ないじめ事案については、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」の項目に分類して報告されている場合があります。そのため、この項目の割合が高くなっている背景には、実際に当該行為が増えていることに加え、他の項目に分類しにくい事案が集約されているという事情もあると考えられます。この点につきましては、今後、市としても実際にどのような事案が含まれているのか、また、なぜこの項目が多くなっているのかについて、実態を分析しながら検討していきたいと考えております。

議　長：　これに関連して、委員の皆様から何かございますか。それではお願いします。

委　員：　私自身の経験や、一保護者として周囲から聞いた話も踏まえてお話しさせていただきます。

先ほどのアンケートの議論の中で、記名式と無記名式の両方を実施してはどうかというご意見がありましたが、私は非常に良い提案だと感じました。

無記名のアンケートであれば、子どもたちも比較的率直に記入しやすい面があると思います。実際に子どもたちからは、「いじめがあったことを話しても、解決しなかった場合にまた同じことをされるのではないか」「知られてしまうのではないか」と不安に感じているという声を聞くことがあります。そのため、子どもたちはそうした不安や怖さを抱えながらも、勇気を出して相談しているのだと思います。一方で、無記名にすると、誰についての相談なのかが分からず、その後の対応につなげることが難しくなるという課題もあります。

そう考えると、記名式と無記名式を組み合わせて実施する方法も有効なのではないかと思います。もちろん、そこから必要な情報を拾い上げ、対応につなげていく先生方のご負担は大きくなると思いますが、子どもたちが抱えている不安や実態を把握するためにも、検討する価値はあるのではないかと感じました。

また、資料９の「本人からの訴え」や「本人の保護者からの訴え」の割合についてですが、私の周囲でも、お子さんがいじめを受けたというケースをいくつか聞いております。その際、例えばある小学校では、当時の校長先生や教頭先生が非常に真摯に対応してくださり、保護者の方が大変安心したという話を実際に伺っています。また、学校へ相談した際に、担任の先生が丁寧に話を聞いてくれたことで気持ちが救われたという話も複数の保護者から聞いております。

一方で、子どもたちは保護者には話しても、「先生には話さないでほしい」と言うことも少なくありません。そのような場合に、保護者が学校へ相談すると、先生方が「本人が特定されないよう配慮しながら対応します」と説明してくださり、その結果、状況が改善したという話も聞いております。こうした学校現場での丁寧な対応の積み重ねが、本人や保護者からの相談件数の多さにつながっているのだとすれば、とても素晴らしいことだと感じています。

議　長：　ありがとうございました。

このアンケートの記名無記名について事務局コメントありますか。

事務局：　アンケートの記名・無記名についてですが、本市では各校のアンケートにおいて、児童生徒自身が記名と無記名のどちらかを選択できる方式としております。そ

のため、場合によっては名前を書かずにアンケートを提出することもできます。一方で、「先生に相談したい」「話を聞いてほしい」といった支援を希望する場合には、誰からの相談なのかが分からないと対応につなげることができません。そのため、相談を希望する場合には記名する必要があることも、子どもたちはアンケートを重ねる中で理解していきます。「相談したい」と記載されていても無記名の場合は、本人を特定できないため、学校として十分な支援や面談につなげることが難しい面があります。このようなことから、毎回のアンケートにおいて、記名・無記名のいずれかを児童生徒自身が選択できる方法で実施しているのが実態でございます。

議　長：　ありがとうございました。

ただいま、アンケートの実施方法について補足説明がございました。この件に関連して、さらにご質問やご意見はございますでしょうか。

委　員：　印西市は、地区によって文化や風土が大きく異なっているように感じています。ニュータウン地区に人口が集中しているという事情もありますが、いじめの実態について分析する際には、市全体だけでなく、地区ごとに集計・分析してみることも大切ではないかと思います。そうした視点で、これまでに何か把握されていることがあればお聞きしたいですし、今後検討してみる価値もあるのではないかと感じています。また、先ほど触れられなかった点として、資料９についてもう一つ気になったことがあります。

「アンケート調査」による発見という項目です。全国ではこの割合が４０％を超えている一方、印西市では比較的低い数値となっています。これは見方を変えると、アンケートによる発見に頼るのではなく、本人からの訴えや担任による発見が機能している結果とも捉えられるのではないかと思います。そうした意味では、学校と児童生徒との関係性や、日常的な見取りがうまく機能している可能性もあるのではないでしょうか。さらに、委員が先ほどお話しされていた内容にも関連しますが、「いじめをしない」ということだけでなく、その反対の視点、つまり「相手を大切にする」「相手を思いやる」といった取組が重要なのではないかと感じています。

また、人と人との間で起こる様々なトラブルや衝突に向き合い、それを乗り越えていく力を育てることも大切です。そうした力を意識的に育成していく教育活動を柱として位置付けていくことが重要ではないかと思います。私が特に大切だと考えているのは、「相手を大切にしたい」と思えるような人とのつながりを育むことです。誰しも日常生活の中でイライラすることがありますし、大人であっても思わず相手を傷つけるような言葉を言ってしまうことがあります。そうしたことを少しでも減らしていくためには、「相手を大切にしたい」と思う気持ちを育てることが大切なのではないでしょうか。そして、その気持ちを育てるためには、まず自分自身が周囲から大切にされていると感じる経験が重要だと思います。クラスの友達や先生、保護者など、身近な人との関わりの中で、「自分は大切にされている」と実感できれば、自然と相手のことも大切にしたいと思えるようになるのではないかと考えます。そのため、子どもたち同士や子どもと教職員とのつながりを積極的に育むような学級経営や学校での教育活動を推進していくことが、いじめの未然防止につながるのではないかと考えています。

以上です。ありがとうございました。

議　長：　ありがとうございました。

アンケートの分析に関して、先ほどからたくさんのコメントをいただいておりますが、市の中でも、地区によって様々な風土の違いがあるのではないかと思います。その辺りについて、何か分析していることや、これまでの蓄積があるのでしょうか。

事務局：　私は生徒指導を担当して４年目になりますが、一概に「この地区だから毎年いじめが多い」とか、「この地区では毎年金品に関する問題が多い」といったように決めつけることはできないと思っております。ただ、４年間担当していて感じるの

は、地区ごとに児童生徒が起こす問題行動の傾向に違いがあること、また、保護者の学校との関わり方にも違いがあるということです。教育委員会としては、どうしても学校と保護者との間でうまくいかなかったケースに関する相談や連絡を受けることが多くなります。そのような中で、先ほど委員から、本人や保護者が学校へ相談したことをきっかけにいじめが発見されるケースが全国と比べて多いのではないか、というお話がありました。学校では、話を丁寧に聞いたり、早期に対応したりするよう努めておりますので、そうした取組によって信頼感が生まれ、学校へ相談していただけている部分もあるのだろうと感じました。

私たちは、どうしてもそうした信頼関係がうまく築けなかったケースを扱う場面が多いため、教育委員会が感じていることと学校現場が感じていることには違いがあるのだと、今日のお話を聞いて改めて感じました。また、学校が日頃から丁寧に対応し、努力を重ねていることも感じることができました。したがって、一概に「この地区はこうである」と言うことはできませんが、地区によって起こりやすい問題の傾向に多少の違いはあるのではないかと感じております。

議　長：　ありがとうございました。

発見のきっかけについてですが、アンケート調査による発見は、全国平均では４０％を超えている一方で、本市では全国に比べて低く表れているように見受けられます。この点について、何かコメントはありますでしょうか。

委員からは、先ほど、本人からの訴えや保護者からの訴えの割合が高いことが影響しているのではないかという見方を示していただきました。その点も含めて、事務局としての見解がありましたらお願いいたします。

事務局：　アンケート調査による発見の数値が全国と比較すると低いということでしたが、本市では、子どもから担任に対して些細な相談があった場合でも、「それはいじめではない」と断定するのではなく、まずは話を傾聴し、子どもたちの訴えを受け入れることを大切にしております。

これは印西市に限ったことではないかもしれませんが、子どもの訴えを真摯に受け止める対応をしている学校が多いのではないかと感じております。また、アンケートに記載しなくても、担任の先生や近くの先生に相談したことをきっかけに事案が発覚しているケースも多いと考えております。さらに、相談窓口も複数設けております。先ほどご説明したとおり、タブレット端末の中にも学校ごとの相談フォームがあり、子どもたちがいつでも入力できる体制を整えております。

議　長：　どうぞ。

委　員：　この結果というのは、文部科学省に報告するアンケート調査の結果ということですよね。

事務局：　左様でございます。

議　長：　では最後に、委員から未然防止に関する大変貴重な視点をいただいたと思いますので、事務局におかれましては、今後の取組に生かしていただければと思います。

それでは、その他にご質疑はございますか。

よろしいでしょうか。時間もだいぶ過ぎておりますが、非常に貴重なご質疑やご意見をたくさんいただき、ありがとうございました。

ここで、議題（1）及び（2）につきましては、一旦終了とさせていただきます。

この後は、議題（3）「各機関・団体より」に移ります。

委員の皆様お一人お一人から、いじめに関する取組の状況や、ご自身の所属する機関・団体における状況の説明、また本日の議論を踏まえたご意見等をいただきたいと思います。会議の冒頭では、委員の皆様から自己紹介をしていただきましたので、ここからは逆順でお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

委　員：　よろしくお願いします。

隣の委員と２人でスクールアドバイザーとして各学校を訪問し、校長先生と様々なお話をさせていただいたり、相談事があれば一緒に考えたりする活動を行っております。学校の中には様々な課題がありますが、その中でも、いじめの問題は非常

に大きな問題だと感じています。いじめがきっかけとなり、その後、別の形で大きなトラブルへ発展してしまうケースも見受けられます。中には、子ども同士の「悪口を言った、言わない」といったことから始まり、それが保護者同士のトラブルにまで発展し、学校としても対応が難しい状況になるケースもありました。

当たり前のことではありますが、やはり初期対応は非常に重要です。また、子どもたちが納得できるような指導を学校として行っていかなければならないと思っております。その上で、これまで以上に組織的かつ丁寧な対応を行っていくことが必要だと感じています。同時に、保護者に対する丁寧な説明も重要です。学校だけで対応するのではなく、保護者と連携し、協力しながら対応していくという意識を持つことが大切であると、最近特に感じております。

議　長：　ありがとうございました。お願いします。

委　員：　何点か考えることがあるのですが、１つは、毎月の会議に参加していて感じることです。学校だけ、あるいは市教委だけでは対応できないことがたくさんあり、関係諸機関との連携が非常に重要だと感じております。折角の機会ですので、今後とも印西市教育委員会や各学校に対し、関係機関の皆様から力強いご支援とご協力をいただければと思います。会議のたびにその重要性を痛感しておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

また、校長先生方から話を聞く中で、教職経験１０年以下の若手教員が約４割を占めているというお話がありました。ちょうどコロナ禍の時期に学生生活を送った世代であり、アルバイト経験が少なかったり、授業やゼミもリモート中心であったりしたことから、コミュニケーション面で苦労しているという声を聞きます。勉強はしっかりしているものの、保護者対応を苦手とする教員もおり、精神的に負担を抱えたり、子どもへの対応にも苦慮したりするケースがあるようです。そのため、その辺りのスキルアップが必要ではないかと感じています。

現在４０代、５０代の先生方が若手だった頃には、県で教育相談に関する基礎講座が１０講座ほど実施されていました。それと並行して、印西市でも夏季研修会において、その内容を網羅する形で教育相談の研修講座を１０年ほど実施していました。当時は採用人数も少なかったため、市内の先生方の多くがその研修を受講していましたが、その後は講座が終了し、現在は教科指導等を中心とした研修が行われています。そうしたことを踏まえると、若手教員向けの教育相談に関する研修講座を改めて実施する必要があるのではないかと感じています。

３点目ですが、この会議でもこれまでたびたび申し上げていることですが、複数の小学校から進学してきた中学校１年生の間で、連休明けに SNS に関するトラブルが起こるケースが少なくありません。そのため、中学校において SNS トラブルへの対応に関する講座を実施してほしいとこれまでもお話ししてきました。

しかし、最近は小学校高学年の段階から SNS の利用が進んでいることを考えると、中学校に入ってからではなく、小学校高学年のうちから指導を行う必要があると感じています。中学校１年生はもちろんのこと、小学校高学年に対しても SNS に関する講座や指導に、より力を入れていく必要があるのではないかと考えています。私からは以上です。

議　長：　ありがとうございました。お願いします。

委　員：　先ほど委員からお話のあった、どうすれば虐待が少なくなっていくのかということについてですが、「相手を大切にする気持ちを育むこと」、そして「まず自分自身が大切にされていると実感することが重要である」というお話は、本当に大きな視点だと感じました。

当課では虐待対応も行っておりますが、虐待が起こる原因・背景には何があるのかということを考えると、保護者自身が大切にされる経験よりも、つらい経験や傷つく経験を重ねてきた場合も少なくありません。そうした環境で育つと、その状態が当たり前になってしまうことがあります。「愛される」ということを知らないまま成長してしまうことは、とても大きな問題であり、それが様々な課題につながっていくことを日々実感しております。そのため、関係機関と連携しながら様々な取

組を進めていくことが大切だと考えております。
　また、先ほどお話しした思春期保健対策事業につきましても、小学生は素直な気持ちで話を受け止めてくれますし、中学生になると、自分自身のことだけでなく、相手のことや人との関わり方についても真剣に考えながら話を聞いてくれます。命の大切さや自分自身を大切にすること、相手を思いやることなどについて考える貴重な機会になっていると感じております。
　今後も、一つ一つの取組を大切にしながら進めていきたいと考えております。今後ともよろしくお願いいたします。

議　長：　ありがとうございました。お願いします。

委　員：　保健室での対応についてですが、やはり保健室では、「何となくいつもと違うな」「はっきりとした原因は分からないけれど元気がないな」「最近、昼休みに保健室へ来ることが多くなったな」「掃除の時間になっても教室へ行きたがらないな」といった、何となくの違和感を覚えることがあります。そうした気付きから、「最近どうですか」などと担任の先生に伝えたり、情報共有につながったりすることが多いと感じています。保健室というのは学校によって状況は異なると思いますが、プライベートな空間のようでいて、実際にはそうではなく、多くの児童生徒がひっきりなしに出入りする学校もあります。そのため、静かな環境で養護教諭とじっくり話をする機会というのは、意外と少ないものだなと、今のお話を聞きながら改めて感じました。本校は比較的規模が小さい学校であることもあり、一人一人と話をする時間を確保することができます。そのため、先ほど話題に出ていたレジリエンスや、ストレスに対処する力について、保健室を利用する子どもたちに対して個別に関わりながら支援していくことも、今後考えていかなければならないと感じました。
　本日はとても勉強になりました。ありがとうございました。

議　長：　ありがとうございました。お願いします。

委　員：　校長でございます。
　本校でも、日々様々な子どもたちのトラブルに対応しているところです。本校でもいじめ事案があり、教育委員会にもお世話になったことがありましたが、紙のアンケートについては、いじめだけでなく、わいせつ・セクハラに関することや家庭の状況など、毎月のように様々なアンケートを実施しております。ただ、子どもたちにとっては、自分の気持ちや状況を文章にして書くことや、入力することに対して抵抗感や苦手意識があるように感じています。そのため、実際には面と向かって話をしたり、保護者の方から電話で相談を受けたりするなど、対話による訴えの方が多いように感じています。
　そうした一つ一つの訴えに対応していく中で、本校で起こったいじめ事案から感じることとして、保護者と子どもの認識にずれがあったり、保護者間、場合によっては夫婦間でも認識や考え方に違いが生じていたりすることがあります。中には、学校に対して全く逆の対応を求められることもあり、そのような場合に、どのようにバランスを取りながら対応していくべきか悩むこともあります。全てを丸く収めることはなかなか難しいのですが、その時々の状況の中で、子どもにとって何が最善なのかを考えながら対応していきたいと思っております。
　以上です。

議　長：　ありがとうございました。お願いします。

委　員：　校長です。
　本日は、本当にいろいろと勉強になりました。ありがとうございました。本校でもいじめ事案はあります。そして実は、学校だけで解決することが、最近はなかなか難しくなってきていると感じています。
　その背景には、やはり家庭環境や家庭を取り巻く状況の多様化があるのではないかと思います。子ども同士で「ごめんなさい」と謝って解決するだけでは済まないケースが増えてきているように感じています。そのため、市教育委員会の先生方や関係機関の皆様との連携を、これからも求めていかなければならないと考えており

ます。少し弱気な発言になってしまい申し訳ありませんが、そのように感じているところです。

また、資料１５、１６にもあるように、本校には教職員が３２名おりますが、そのうち１９名が２０代・３０代の教職員です。学校としては非常に活気があり、パワフルな先生方が多いのですが、一方で、いじめのようなセンシティブな案件に対して、前向きに取り組もうとする反面、対応を誤ると大きな案件に発展してしまう危険性もあります。そのため、組織的な対応が非常に重要であることを、今、強く感じているところです。資料にあるタイプＡ、タイプＢの分類でいえば、本校はタイプＢに該当していましたが、今後はその状況を改善していきたいと考えています。本校は中規模校ですので、学年による対応や生徒指導主任が関わる体制づくりを進めておりますが、若手教員が多いことも踏まえ、管理職が早い段階から関わることも必要ではないかと強く感じています。

今後も一生懸命対応していきたいと思います。本日はありがとうございました。

議　長：　ありがとうございました。お願いします。

委　員：　本日は貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。

訪問相談担当教員と申します。

自己紹介の際にもお話ししましたが、私は家庭訪問や学校訪問を担当しております。担当区域は印旛管内の小学校、中学校、義務教育学校で、合わせて 151 校になります。ただ、私のところに相談として上がってくるケースは、その中でも長期にわたって欠席している児童生徒や、不登校が２年、３年と続いているケース、また保護者と学校との関係がうまくいかず、その間に入ってほしいというケースなど、比較的重い案件が多い状況です。

その中には、いじめがきっかけとなって不登校になってしまったお子さんもおります。やはり、そのような子どもたちにとって学校への足は非常に遠くなっています。「学校には全く行きたくない」「放課後であっても学校へは行きたくない」「誰もいない時間なら何とか行ける」といった状況で、担任以外の先生と会うことさえ難しいケースもあります。いじめをきっかけに不登校となってしまった子どもたちの気持ちは、本当に大変つらいものがあると感じています。だからこそ、いじめについては未然防止と早期発見を基本として取り組み、子どもの心が大きく傷ついてしまう前に、あるいは状況が深刻化して対応が難しくなる前に解決していくことが大切だと考えております。

本日の議論を通しても、印西市がそのような姿勢で取り組んでいることを様々な場面で感じることができました。

私自身も、今後少しでも力になれるよう努めてまいりたいと思っております。本日はありがとうございました。

議　長：　ありがとうございました。お願いします。

委　員：　スクールソーシャルワーカーと申します。

本日は初めて参加させていただきました。ありがとうございました。

本当にたくさん勉強させていただきました。課長もおっしゃっていましたが、自己肯定感の低い保護者の方は少なくないと感じています。そうした環境にあると、子ども自身も、自分が受けている行為がいじめなのか、不当なものなのか、あるいは怒ってよいことなのかどうかが分からなくなってしまうこともあるのではないかと感じています。

私は大人の福祉相談にも長く携わっておりますが、大人になってからも、デート DV や家庭内 DV、職場でのパワーハラスメントなど、自分が受けていることが不当であると気付けないまま苦しんでいる方は少なくありません。そのため、子どもの頃から「自分を大事にしていいんだよ」「あなたは大切な存在なんだよ」「怒っているという気持ちも大切な気持ちなんだよ」ということを伝え、その気持ちを大切にすることについて皆で考えていく教育が、印西市ならできるのではないかと思っています。

私は普段、中学校に拠点を置いておりますが、週２日の勤務で市内の学校を回っ

ているため、学校にいるのは主に金曜日の生徒指導部会の時間帯になります。
その中でも、「いじめかもしれない」「何か少しおかしいぞ」という事案があると、先生方がすぐに動き出し、「誰が聞き取りをするか」「どのように対応するか」と役割分担をしながら対応されています。そうした様子を見ていると、先生方が最前線で非常に真摯に対応してくださっていることを強く感じています。

もう１点、少し論点がずれるかもしれませんが、いじめの加害者側についても考える必要があると思っています。「なぜこの子はこのようなひどいことを言ってしまうのだろう」「なぜそのような行動を取ってしまうのだろう」ということについても、本来は丁寧に聞き取っていかなければならないのではないかと思います。アンケート等では把握しにくい部分かもしれませんが、その背景を理解することも重要だと感じています。なぜなら、そのままでは大人になってからも同じような対人関係上の課題を繰り返してしまう可能性があるからです。いじめをなくしていくためには、被害を受けた子どもへの支援だけでなく、加害側の子どもがなぜそのような行動を取ったのかについても、一緒に考えていく必要があるのではないかと思います。

その背景には、家庭環境の問題であったり、本人が抱えている課題であったりと、様々な要因があると思います。答えは一つではありませんが、その子が健全な大人として成長していくための支援という視点も大切なのではないかと感じながら、本日のお話を聞かせていただきました。ありがとうございました。

議　長：　ありがとうございました。、お願いします。

委　員：　本日は大変勉強になりました。ありがとうございました。

本当にたくさんのご意見を聞かせていただき、今は頭の中がいっぱいになっているような状況です。これだけ多くの方々が、いじめという問題について真剣に話し合い、それぞれの立場から意見を出し合っている場に参加させていただき、嬉しい気持ちになりました。

一方で、本日の資料の中で、教員の勤務年数が短い方の割合が増えているというグラフを見て、いろいろと考えさせられました。実際にいじめ対応を行う先生方には多くの負担がかかっていると思いますし、働き方改革の中で勤務時間の削減も求められている状況があります。そうした中で、どのように対応していけばよいのか、何ができるのかということを考えているのですが、今のところ自分の中で明確な答えは見つかっていません。ただ、私自身も何かできることがあるのではないかと思っていますので、今後も考え続けていきたいと思います。

本日はありがとうございました。

議　長：　ありがとうございました。お願いします。

委　員：　本日は、いろいろなお話を聞かせていただきありがとうございました。

委員がおっしゃっていた、加害者側についても話を聞いていく必要があるという点について、私たちもお手伝いできることがあるのではないかと思いながらお話を聞いておりました。

本日お配りした資料の中に４種類のパンフレットがあったかと思いますが、そのうちの一つにある「北総地区少年センター」が私の勤務先になります。

私たちは、主に非行の問題を抱える子どもたちへの支援を行っております。そのため、いじめをしてしまった加害生徒への支援についても関わることがあります。被害者側の意向により事件として対応してほしいという場合には、警察署で対応することになりますが、一方で事件化を望まない場合には、加害生徒の保護者に対して学校から働きかけていただき、私たちの面接につなげていただくことで、行為の振り返りや再発防止に向けた支援を行うことが可能です。

実際に、いじめ行為をしてしまった生徒に関わったケースもありました。その事案は警察による対応となりましたが、家庭裁判所送致までの間に時間があったため、被害者保護者や学校からの心配の声もあり、その期間中に面接を実施したこともありました。私たちとしても、加害生徒には同じことを繰り返さずに成長してほしいと考えておりますので、再発防止という観点で関わることができればと思って

おります。ただし、少年センターは学校からの依頼だけで関わることはできず、保護者の了承が必要となります。保護者の方も、お子さんが同じ行為を繰り返してしまうことは望んでいないと思いますので、「お子さんを大切に思っているからこそ、このような機関で相談してみてはどうか」と勧めていただけるとよいのではないかと思います。

私たちが面接を行う際には、警察署の施設をお借りすることが多いため、子どもたちは最初、とても緊張したり怖がったりします。その際には、「保護者はあなたのことを大切に思っているから、ここへ連れてきてくれているんだよ」ということを伝えるようにしています。そのような関わりを行っている機関があるということを、まず知っていただければと思います。

また、本日の議論の中でもSNSによるいじめについて多くの話がありました。私たちは、非行防止教室やネット安全教室を通じて、正しいインターネットの使い方について各学校からの依頼を受け、お話をさせていただいております。小学校からもネット安全教室の依頼をいただき、実際に実施しております。その中では、「こうした行為はいじめに当たる」「こうした行為は法律上問題になる」といった内容について、具体的な事例を交えながら説明し、児童生徒が正しくインターネットを利用できるよう支援しております。

最近では、生成AIを使って他人の顔写真を加工し、不適切な画像を作成して拡散するといった事案も見られます。子どもたちには、そのような行為がどのような犯罪や権利侵害につながるのかを説明しており、そうした教育が結果としてSNS上のいじめ防止にもつながるのではないかと考えております。もし、このような教室が必要だと考えられる学校がありましたら、ぜひご活用いただければと思います。窓口は警察署生活安全課となっておりますので、そちらを通じてご連絡いただければ、私たちがお話に伺うことが可能です。

以上です。

議　長：　ありがとうございました。お願いします。

委　員：　本日は貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。

まず、先ほど委員がお話しされていたチラシを見て、「チラシが作成されるほど、このような事案が増えているのだな」というのが率直な印象でした。

児童相談所でも、子どもがいじめの被害に遭っているといった相談が入ることがありますが、最近は一つの問題だけではなく、様々な問題が子どもたちの周囲に存在しており、本当に生きづらい世の中になってきていると感じています。

児童相談所というと、虐待対応のイメージが強いかと思います。実際、私たちも虐待対応に関わることが多いのですが、ご家族から生い立ちや家族歴などを丁寧に聞かせていただく中で、保護者自身が子どもの頃にいじめを受けていたケースもあります。

また、今回関わった事例の中では、お子さんに発達特性があり、保育園や学校での対応が難しかったことから人間関係がうまくいかず、結果としていじめが続いてしまい、学校が変わっても同様の状況が続いていたというケースもありました。その事例は、聞いていて本当に胸が苦しくなるような内容でした。入口は虐待対応でしたが、実際には様々な要因が複雑に絡み合っており、一つの問題だけでは説明できないケースであることを改めて痛感しました。

また、最近では、いじめに関連した案件について、警察からの通告によって児童相談所が関わるケースも出てきています。虐待対応だけではなく、そうしたケースで関わることも増えてきました。その背景には、子どもたちや保護者の権利意識が高まっていることもあるのではないかと感じています。

先ほど話題になっていた資料９の「本人や保護者からの訴え」が多いという点についてですが、児童相談所の立場から見ても、その傾向は感じています。

私は今年度から現在の児童相談所に勤務しておりますが、それ以前は他の児童相談所にも勤務しておりました。そうした経験から、市町村ごとに保護者の権利意識には違いがあると感じています。

印西市の保護者の方々は、比較的権利意識が高い方が多い印象があります。実際に対応の場面では、弁護士の方と一緒に来られるケースもありますし、法律や制度についても関心を持たれている方が多いと感じています。

一方で、地域によっては法律や制度について説明しても十分に理解が得られないケースもありますので、その点は地域性の違いとして感じています。そのため、印西市では、学校や市の取組による成果もあると思いますが、ご家庭の特徴も一つの要因としてあるのではないかと、本日のお話を伺いながら感じていました。

ま　た、印西市の取組の中で非常にすばらしいと思っているのが、先生のような訪問相談担当教員の配置や、フリースクール等の居場所づくりです。

子どもたちにとって、「自分が安心して過ごせる場所がある」「自分の居場所がある」ということは非常に大切です。実際に、そのような場所に救われている子どもたちの話を聞く機会も多くあります。

本日の会議ではフリースクールの話題はあまり出ませんでしたが、私は非常に意義のある取組だと思っておりますので、ぜひお伝えしたいと思いました。

今後も連携させていただく機会が多いと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

議　長：　ありがとうございました。お願いします。

委　員：　本日はありがとうございました。

私たちは人権擁護委員ですので、人権という視点で事業を組み立て、学校で人権教室を実施しております。ただ、私たちが人権教室を実施できるのも、学校の受入れがあってこそです。私たちがいくら実施したいと思っても、学校に受け入れていただけなければ実施することはできません。

その点、印西市では、ほぼ全ての学校で人権擁護委員による人権教室を実施させていただいており、大変感謝しております。

また、人権教室の最後には子どもたちに感想を書いてもらっておりますが、その感想を教育センターでも共有していただき、特に気になる様子が見られる児童生徒については学校へフィードバックしていただいております。その点につきましても、大変感謝しております。ありがとうございます。

いじめは人権侵害に当たるということで、私たちも子どもたちにそのことを伝えておりますが、近年は被害を受けた児童生徒の保護者から、「これは人権侵害ではないか」として法務局へ相談や申立てを行う事例も少しずつ増えてきているように感じています。

先生方が一生懸命対応しているにもかかわらず、そのような状況になってしまうことは、被害を受けた子どもにとっても、加害となった子どもにとっても非常に不幸なことだと思っております。

一方で、保護者の心の安定をどのように図っていくのかということは、本当に難しい課題であるとも感じています。先ほどもお話がありましたが、子ども同士では解決している事案であっても、保護者同士の間では解決に至らないというケースがあります。そのことが結果として子どもたちを苦しめてしまっているのではないかと感じる事例も少なくありません。

今年度は、家庭教育学級の中で人権擁護委員による人権教室を取り入れていただいた学校もありました。

今後はそのような取組も含め、幅広い活動を通して子どもたちを守っていくことができればと考えております。

本日はありがとうございました。

議　長：　ありがとうございました。お願いします。

委　員：　警察署です。

本日は本当に勉強になるお話をたくさん聞かせていただき、ありがとうございました。

警察署では、いじめ事案に限らず、日頃から小・中学校の先生方に様々な形でご協力いただき、連携や情報共有を図らせていただいております。本当にありがとう

ございます。
本日の資料や説明を通して、これほど多くのいじめ事案に対応されていることや、具体的な取組について知ることができ、大変勉強になりました。
また、普段、児童や保護者から相談を受ける中でも、携帯電話やスマートフォンを利用したトラブルが非常に増えてきていると感じております。本日の資料を拝見すると、小学生の段階から、パソコンや携帯電話等を利用した誹謗中傷や嫌がらせ、さらには性的な内容に関するトラブルも発生していることが分かり、改めてその実態を認識することができました。
警察としては、いじめ事案には重大事件に発展する可能性のあるものから比較的軽微なものまで様々あると認識しておりますが、特に重大事案につきましては、早期に把握し対応していくことが極めて重要であると考えております。
そのため、重大な事案や事件化の可能性がある事案については、できるだけ早い段階で警察へ情報提供をいただければと思います。警察としても、印西警察署だけでなく、県警本部生活安全部や北総地区少年センターとも情報共有を行いながら、必要な対応をしっかり進めてまいりたいと考えております。
今後とも、学校や関係機関の皆様と連携しながら取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議　長：　ありがとうございました。お願いします。

委　員：　たくさん質問してしまい、申し訳ありません。時間を押してしまったのは私にも責任があると思っております。
最後に２点お話しさせていただきます。
１点目は、特別支援教育に関する研修についてです。
現場で改めて取り組んでいく必要があるのではないかと感じています。というのも、近年のいじめ事案の中には、発達特性のある子どもが学級になじめず、それが一つのつまずきとなって不登校につながってしまうケースが目立ち始めているように感じるからです。そのため、学級の中で多様な子どもたちをどのように受け入れ、どのように結び付きや人間関係を築いていくのかということを、一つのテーマとして今後取り組んでいかなければならない状況にあるのではないかと考えています。
２点目は、勤務年数 15 年未満の教員のコミュニケーション能力に関するお話についてです。
実は私自身、少し責任を感じております。
印西市にも、おそらく本学の卒業生が数多くお世話になっておりますし、教育実習や学校現場での実践的な研修においても、まだ高校生が少し大人になったような学生たちを受け入れていただき、様々なことを学ばせていただいております。
そうした意味では、学校現場の皆様にご迷惑をおかけしている部分もあるのではないかと感じ、少々耳の痛いお話でもありました。ただ、それも私たちの仕事だと思っております。私は生徒指導を担当しておりますので、今後もしっかりと学生たちを育て、学校現場で活躍できる教員を送り出していきたいと考えております。
以上でございます。

議　長：　委員の皆様、ありがとうございました。
ただいま皆様からご説明いただきました内容につきまして、最後に何かご質問やご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、本日は大変貴重なご意見をたくさんいただきましたので、事務局においてしっかりと受け止め、今後の取組につなげていただければと思います。
以上をもちまして、議題（3）については終了とし、本日の議題はすべて終了いたしました。
委員の皆様のご協力に心より感謝申し上げます。
ありがとうございました。それでは、進行を事務局へお返しいたします。

進　行：　はい。渡邉会長、ありがとうございました。
連絡事項等がございましたら、事務局からお願いいたします。

事務局：　本日の協議会に係る公開用会議録の署名についてですが、先ほど会長より委員と委員にお願いしております。

　事務局で会議録を作成した後、改めてご連絡を差し上げますので、その際には内容をご確認いただき、ご署名をお願いいたします。

進　行：　それでは、以上をもちまして、令和８年度印西市いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。

　委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございました。また、活発なご協議をいただき、重ねて御礼申し上げます。お忘れ物のないよう、お気を付けてお帰りください。

　本日はありがとうございました。お疲れ様でした。

この会議録は、事実と相違ないことを承認する。

令和　８年　１０月　２８日　　承認者（氏名）　　小　山　　美　樹

令和　８年　１０月　３０日　　承認者（氏名）　　鯉　渕　　百合子